株式会社ソネック

工務部購買課

注文書に記載する消費税額の取り扱いについて

消費税率 10%への引き上げ(2019 年 10 月 1 日施行)に伴い、注文書に記載する消費税の額を下記のとおり取り扱うことにしましたので、お知らせいたします。

記

- ① 2019年9月30日までに完了する注文書(物品総合の注文書を含む。)
 - 従来どおり、注文金額(本体価格+消費税8%)の注文書を発行いたします。 (物品総合の注文書については、2019年9月30日(本体価格+消費税8%)まで とそれ以降(本体価格+消費税10%)に分割して注文書を発行いたします。)
 - 注文書記載の工期または納期に変更が出た場合、支払残高額の減額処理を 行います。(減額契約)
 - 2019 年 9 月末までの当社出来高検収済額は、必ず、御社の売上高に計上してください。
- ② 工期(至)が2019年10月1日をまたがる場合の注文書(外注工事)
 - 注文金額(本体価格+消費税10%)の注文書を発行いたします。
 - 出来高請求については、請求金額(本体価格+消費税 10%)でご請求ください。
 - 御社の売上高への計上は、当社への引渡しがすべて完了した時点で行ってください。出来高での売上計上はできません。

不明な点がありましたら、工務部購買課(TEL:079-447-1554) までお問い合わせください。

以上